



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年7月11日金曜日 第626号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

- 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例……………（人事課）…… 1
- 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課人材マネジメント室）…… 3
- 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………（税務課）…… 5
- 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例……………（ 〃 ）…… 8
- 愛媛県民生委員定数条例の一部を改正する条例……………（保健福祉課）……12
- 特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部を改正する条例……………（河川課）……13
- 愛媛県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例……………（警察本部生活環境課）……13

条 例

○愛媛県条例第31号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第11条第2項、第12条、第14条、第15条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで、<u>第5項及び第6項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （部分休業を請求することができない職員） 第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員（企業職員及び技能労務職員を除く。以下この条、<u>次条及び第23条の4から第25条まで</u>において同じ。）とする。 （1）省略 （2）勤務日の日数 _____ を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） （第1号部分休業の承認） 第23条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する<u>同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は</u> _____	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第11条第2項、第12条、第14条、第15条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで _____ の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業を請求することができない職員） 第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員（企業職員及び技能労務職員を除く。以下この条から第24条まで _____ において同じ。）とする。 （1）省略 （2）勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く _____ ）。） （部分休業 _____ の承認） 第23条 _____ 部分休業 _____ の承認は、<u>正規の勤務時間（非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>

____、30分を単位として行うものとする。

2 子の保育のために職員勤務時間等条例第3条第2項の規定又は教育職員勤務時間等条例第4条第2項の規定による有給休暇の許可を与えられている職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該有給休暇として与えられている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が子の保育のために無給休暇の許可を与えられている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該無給休暇として与えられている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第23条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に割り振られた勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第23条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第23条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員について定められた1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第23条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出の際に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業の承認を受けた職員の給与）

第24条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員給与条例第12条の規定、教育職員給与条例第13条の規定又は会計年度任用職員の給与等に関する条例第22条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例第18条、教育職員給与条例第18条若しくは会計年度任用職員の給与等に関する条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は同条例第10条に規定する勤務1時間当た

（以下同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 子の保育のために職員勤務時間等条例第3条第2項の規定又は教育職員勤務時間等条例第4条第2項の規定による有給休暇の許可を与えられている職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該有給休暇として与えられている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が子の保育のために無給休暇の許可を与えられている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該無給休暇として与えられている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（部分休業の承認を受けた職員の給与）

第24条 職員が _____ 部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員給与条例第12条の規定、教育職員給与条例第13条の規定又は会計年度任用職員の給与等に関する条例第22条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例第18条、教育職員給与条例第18条若しくは会計年度任用職員の給与等に関する条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は同条例第10条に規定する勤務1時間当た

りの報酬額を減額した給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第25条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定による変更をしたときとする。

りの報酬額を減額した給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第25条 第16条の規定は、部分休業について準用する。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与の減額) 第7条 省略 2 職員が育児部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当の月額の合計額を減額した給与を支給する。 3 省略	(給与の減額) 第7条 省略 2 職員が育児部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。))を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当の月額の合計額を減額した給与を支給する。 3 省略

(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与の減額) 第17条 省略 2 職員が育児部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3 省略	(給与の減額) 第17条 省略 2 職員が育児部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。))を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3 省略

附 則

- この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業(同条第1項に規定する部分休業をいう。)の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第23条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

○愛媛県条例第32号

職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第13条 省略 <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> 第13条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）第26条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「<u>出生時両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2) 出生時両立支援制度等の申告又は請求に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3) 職員の育児休業等に関する条例第26条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「<u>育児期両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2) 育児期両立支援制度等の申告又は請求に係る対象職員の意向を確認するための措置 (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。	第13条 省略

（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第13条 省略 <u>(妊娠、出産等についての申出をした教育職員等に対する意向確認等)</u> 第13条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）第26条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした教育職員（以下「申出教育職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 申出教育職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「<u>出生時両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるための措置	第13条 省略

(2) <u>出生時両立支援制度等の申告又は請求に係る申出教育職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>職員の育児休業等に関する条例第26条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出教育職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出教育職員の意向を確認するための措置</u> 2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する教育職員（以下「対象教育職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>対象教育職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の申告又は請求に係る対象教育職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象教育職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象教育職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象教育職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> 第13条の3 省略 第13条の4 省略	
第13条の2 省略 第13条の3 省略	

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあっては、その者の属する市町教育委員会とする。）は、この条例の施行の日前においても、第1条の規定による改正後の職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第13条の2第2項の規定又は第2条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第13条の2第2項の規定の例により、これらの規定に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、同日以後は、これらの規定により講じられたものとみなす。

○愛媛県条例第33号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （公益法人等に係る県民税の課税の特例） 第4条の4 省略 2 <u>前項の規定により租税特別措置法第40条第1項第2号に規定する公益信託の受託者に前項に規定する県民税の所得割が課される場合には、当該公益信託の受託者は、各公益信託の法附則第3条の2の3第3項第3号に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、県民税に関する規定（第12条を除く。）を適用する。この場合において、各公益信託の同号に規</u>	附 則 （公益法人等に係る県民税の課税の特例） 第4条の4 省略

定する信託資産等及び固有資産等は、この項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

（東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

第16条の6 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（震災特例法第11条の6第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。）をした場合には、附則第12条第1項中「第3項まで」とあるのは「第3項まで（これらの規定が法附則第44条の2第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第13条第3項中「第35条の3まで、第36条の2、第36条の5」とあるのは「第34条の3まで、第35条（震災特例法第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が震災特例法第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第14条中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「震災特例法第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第15条第1項中「第4項」とあるのは「第4項（これらの規定が法附則第44条の2第1項の規定により適用される場合を含む。）」として、附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の6第4項に規定する滅失

（東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

第16条の6 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（震災特例法第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。）をした場合には、附則第12条第1項中「第3項まで」とあるのは「第3項まで（これらの規定が法附則第44条の2第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第13条第3項中「第35条の3まで、第36条の2、第36条の5」とあるのは「第34条の3まで、第35条（震災特例法第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が震災特例法第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第14条中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「震災特例法第11条の7第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第15条第1項中「第4項」とあるのは「第4項（これらの規定が法附則第44条の2第1項の規定により適用される場合を含む。）」として、附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の7第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の7第4項に規定する滅失

をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、附則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、附則第12条第1項中「第3項まで」とあるのは「第3項まで(これらの規定が法附則第44条の2第3項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第13条第3項中「第35条の3まで、第36条の2、第36条の5」とあるのは「第34条の3まで、第35条(震災特例法第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が震災特例法第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第14条中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「震災特例法第11条の6第4項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第15条第1項中「第4項」とあるのは「第4項(これらの規定が法附則第44条の2第3項の規定により適用される場合を含む。)」として、附則第7条の4又は附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

- 4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第7条の4又は附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

5 省略

(中小法人に対する県民税の法人税割の不均一課税)

第18条 省略

2～4 省略

- 5 法人税法第71条第1項、第88条(同法第145条の13において準用する場合を含む。)若しくは第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出する義務がある法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「法人税割の課税標準となる法人税額」とあるのは、「法人税額の課税標準の算定期間(法第53条第1項に規定する算定期間をいう。)の末日までに前事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額」とする。この場合において、前事業年度が1年に満たない法人については、同項中「年

をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、附則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、附則第12条第1項中「第3項まで」とあるのは「第3項まで(これらの規定が法附則第44条の2第3項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第13条第3項中「第35条の3まで、第36条の2、第36条の5」とあるのは「第34条の3まで、第35条(震災特例法第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が震災特例法第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第14条中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「震災特例法第11条の7第4項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第15条第1項中「第4項」とあるのは「第4項(これらの規定が法附則第44条の2第3項の規定により適用される場合を含む。)」として、附則第7条の4又は附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

- 4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の7第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第7条の4又は附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

5 省略

(中小法人に対する県民税の法人税割の不均一課税)

第18条 省略

2～4 省略

- 5 法人税法第71条第1項、第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)若しくは第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出する義務がある法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「法人税割の課税標準となる法人税額」とあるのは、「法人税額の課税標準の算定期間(法第53条第1項に規定する算定期間をいう。)の末日までに前事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額」とする。この場合において、前事業年度が1年に満たない法人については、同項中「年

1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該前事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算して得た金額」とする。

6 省略

（狩猟税の税率の特例）

第27条 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に当該県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第62条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第10項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 省略

1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該前事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算して得た金額」とする。

6 省略

（狩猟税の税率の特例）

第27条 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に当該県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第62条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 省略

附 則

この条例は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の6の改正規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第18条第5項の改正規定 令和8年4月1日
- (3) 附則第27条第1項の改正規定 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）の施行の日

○愛媛県条例第34号

愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

（愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第1条 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年愛媛県条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（事業税の不均一課税） 第2条 半島振興法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域（以下「計画区域」という。）内において、当該認定産業振興促進計画に記載された同項第4号の計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から令和9年3月31日までの期間（当該計画期間の末日が同月31日前である場合にあつては当該計画期間、当該	（事業税の不均一課税） 第2条 半島振興法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域（以下「計画区域」という。）内において、当該認定産業振興促進計画に記載された同項第4号の計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から令和7年3月31日までの期間（当該計画期間の末日が同月31日前である場合にあつては当該計画期間、当該

地区が同日前に半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた場合にあつては当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定が取り消された場合にあつては当該計画期間の初日からその取り消された日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該_____特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。

(1) 個人にあつては当該_____特別償却設備を事業の用に供した日（以下「供用開始の日」という。）の属する年、法人にあつては供用開始の日の属する事業年度から供用開始の日から起算して1年を経過する日までに終了する事業年度までの各事業年度 0.5

(2)・(3) 省略

(4) その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫業である法人

県内の事業税 当該_____特別償却設備に係る固定資産の価額
 の課税標準と ×
 すべき当該事業年度の所得 県内の事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業である法人にあつては、当該固定資産の価額のうち半島振興法第17条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備に係る固定資産の価額）

(5) 個人及び前号の法人以外の法人

県内の事業税 当該_____特別償却設備に係る従業員の数
 の課税標準と ×
 すべき当該事業年度又は_____事業年度の所得 県内の事務所又は事業所の従業員の数

2 省略

附 則

（不動産取得税の不均一課税の特例）

2 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

地区が同日前に半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた場合にあつては当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定が取り消された場合にあつては当該計画期間の初日からその取り消された日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。

(1) 個人にあつては当該新設し、又は増設した特別償却設備を事業の用に供した日（以下「供用開始の日」という。）の属する年、法人にあつては供用開始の日の属する事業年度から供用開始の日から起算して1年を経過する日までに終了する事業年度までの各事業年度 0.5

(2)・(3) 省略

(4) その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫業である法人

県内の事業税 当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額
 の課税標準と ×
 すべき当該事業年度の所得 県内の事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業である法人にあつては、当該固定資産の価額のうち半島振興法第17条各号に掲げる事業用の_____設備に係る固定資産の価額）

(5) 個人及び前号の法人以外の法人

県内の事業税 当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業員の数
 の課税標準と ×
 すべき当該事業年度又は当該事業年度の所得 県内の事務所又は事業所の従業員の数

2 省略

附 則

（不動産取得税の不均一課税の特例）

2 平成18年4月1日から令和7年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

（愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第2条 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事業税の不均一課税) 第2条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から<u>令和9年3月31日</u>までの期間（以下「指定期間」という。）内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第1条第1項第1号に規定する対象設備（以下「対象設備」という。） _____を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該対象設備_____に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。 (1) 個人にあっては当該対象設備_____を事業の用に供した日（以下「供用開始の日」という。）の属する年、法人にあっては供用開始の日の属する事業年度から供用開始の日から起算して1年を経過する日までに終了する事業年度までの各事業年度 0.5 (2)・(3) 省略 2 前項の当該対象設備_____に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額とする。 (1) その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫業である法人 $\text{県内の事業税の課税標準とすべき当該事業年度の所得} \times \frac{\text{当該対象設備_____に係る固定資産の価額}}{\text{県内の事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業である法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造業等の用に供する設備に係る固定資産の価額）}}$ (2) 個人及び前号の法人以外の法人 $\text{県内の事業税の課税標準とすべき当該年又は_____事業年度の所得} \times \frac{\text{当該対象設備_____に係る従業者の数}}{\text{県内の事務所又は事業所の従業者の数}}$ 3・4 省略 附 則 (不動産取得税の不均一課税の特例) 2 平成18年4月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2	(事業税の不均一課税) 第2条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から<u>令和7年3月31日</u>までの期間（以下「指定期間」という。）内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうちに同条第2項に規定する対象設備（以下「対象設備」という。）を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。 (1) 個人にあっては当該新設し、又は増設した設備を事業の用に供した日（以下「供用開始の日」という。）の属する年、法人にあっては供用開始の日の属する事業年度から供用開始の日から起算して1年を経過する日までに終了する事業年度までの各事業年度 0.5 (2)・(3) 省略 2 前項の当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額とする。 (1) その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫業である法人 $\text{県内の事業税の課税標準とすべき当該事業年度の所得} \times \frac{\text{当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額}}{\text{県内の事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業である法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造業等の用に供する設備に係る固定資産の価額）}}$ (2) 個人及び前号の法人以外の法人 $\text{県内の事業税の課税標準とすべき当該年又は当該事業年度の所得} \times \frac{\text{当該新設し、又は増設した設備に係る従業者の数}}{\text{県内の事務所又は事業所の従業者の数}}$ 3・4 省略 附 則 (不動産取得税の不均一課税の特例) 2 平成18年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2

及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

(愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例（平成20年愛媛県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(不動産取得税の課税免除) 第2条 促進区域内において、法第4条第1項に規定する基本計画の同条第6項の規定による同意（当該同意が令和10年3月31日までに行われたものに限る。）の日から同月31日までに、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）をした法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。	(不動産取得税の課税免除) 第2条 促進区域内において、法第4条第1項に規定する基本計画の同条第6項の規定による同意（当該同意が令和7年3月31日までに行われたものに限る。）の日から同月31日までに、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）をした法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

(愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第4条 愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（平成25年愛媛県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事業税の課税免除) 第2条 離島振興法第4条第1項の離島振興計画に記載された同条第4項第1号の産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、同法第2条第2項の規定による公示の日（その日が平成25年4月1日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）から令和9年3月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第3号又は第45条第3項の表の第3号の規定の適用を受ける設備（離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。）第2条第1号イに規定する特別償却設備に限る。以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額を控除する。 (1) その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫業である法人 $\text{県内の事業税の課税} \times \frac{\text{当該特別償却設備に係る固定資産の価額}}{\text{県内の事務所又は事業所の固定資産の価額}}$	(事業税の課税免除) 第2条 離島振興法第4条第1項の離島振興計画に記載された同条第4項第1号の産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、同法第2条第2項の規定による公示の日（その日が平成25年4月1日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）から令和7年3月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第3号又は第45条第3項の表の第3号の規定の適用を受ける設備（離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。）第2条第1号イに規定する特別償却設備に限る。以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額を控除する。 (1) その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫業である法人 $\text{県内の事業税の課税} \times \frac{\text{当該特別償却設備に係る固定資産の価額}}{\text{県内の事務所又は事業所の固定資産の価額}}$

税標準と（主たる事業が電気供給業又はガス供給業
すべき当である法人にあっては、当該固定資産の価
該事業年額のうち製造業、旅館業、情報サービス業
度の所得）又は省令第1条に掲げる事業の用
に供する設備に係る固定資産の価額）

(2) 個人及び前号の法人以外の法人

県内の事業税の課税標準とすべき当 $\times$ $\frac{\text{当該特別償却設備に係る従業者数}}{\text{県内の事務所又は事業所の従業者数}}$
該年又は事業年度の所得

2～4 省略

税標準と（主たる事業が電気供給業又はガス供給業
すべき当である法人にあっては、当該固定資産の価
該事業年額のうち製造事業用、旅館業用、情報サー
ビス業用又は省令第1条に掲げる事業用の
設備に係る固定資産の価額）

(2) 個人及び前号の法人以外の法人

県内の事業税の課税標準とすべき当 $\times$ $\frac{\text{当該特別償却設備に係る従業者数}}{\text{県内の事務所又は事業所の従業者数}}$
該年又は当該事業年度の所得

2～4 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用期日)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例（以下「新地域経済牽引事業促進県税特別措置条例」という。）の規定及び第4条の規定による改正後の愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 第1条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定、新地域経済牽引事業促進県税特別措置条例第3条の規定又は第4条の規定による改正後の愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第5条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、これらの規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第35号

愛媛県民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県民生委員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県民生委員定数条例（平成26年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																
民生委員の定数は、次のとおりとする。	民生委員の定数は、次のとおりとする。																																																
<table><tr><td>市</td><td>町</td><td>定 数</td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>西 予 市</td><td></td><td><u>163人</u></td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>久万高原町</td><td></td><td><u>62人</u></td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>伊 方 町</td><td></td><td><u>66人</u></td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr></table>	市	町	定 数	省略			西 予 市		<u>163人</u>	省略			久万高原町		<u>62人</u>	省略			伊 方 町		<u>66人</u>	省略			<table><tr><td>市</td><td>町</td><td>定 数</td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>西 予 市</td><td></td><td><u>164人</u></td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>久万高原町</td><td></td><td><u>66人</u></td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>伊 方 町</td><td></td><td><u>65人</u></td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr></table>	市	町	定 数	省略			西 予 市		<u>164人</u>	省略			久万高原町		<u>66人</u>	省略			伊 方 町		<u>65人</u>	省略		
市	町	定 数																																															
省略																																																	
西 予 市		<u>163人</u>																																															
省略																																																	
久万高原町		<u>62人</u>																																															
省略																																																	
伊 方 町		<u>66人</u>																																															
省略																																																	
市	町	定 数																																															
省略																																																	
西 予 市		<u>164人</u>																																															
省略																																																	
久万高原町		<u>66人</u>																																															
省略																																																	
伊 方 町		<u>65人</u>																																															
省略																																																	

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

